

◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第60号）

- 1 退職手当の額の計算に用いる利率を改めることとした。（附則別表関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第61号）

- 1 過疎地域内において県税の課税免除の適用対象となる製造の事業等の用に供する設備の新設又は増設の期限を平成25年3月31日（現行平成23年3月31日）まで延長することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第62号）

- 1 企業立地の促進等のための集積区域内において県税の課税免除の適用を受ける特定事業のための施設の設置に係る基本計画の同意の期限を平成25年3月31日（現行平成23年3月31日）まで延長することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第63号）

- 1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

- (1) 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（第1条関係）
- (2) 療育センター条例（第2条関係）
- (3) 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（第3条関係）
- (4) 岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例（第4条関係）

- 2 施行期日等

- (1) この条例は、次に掲げる日から施行することとした。（附則第1項関係）

ア 1(4)（表1の項の改正部分に限る。） 公布の日

イ 1(1)、1(2)及び1(3)（いずれも表1の項の改正部分に限る。）並びに1(4)（表2の項の改正部分に限る。） 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

ウ 1(1)、1(2)、1(3)、1(4)及び2(2) 平成24年4月1日

- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎花巻空港管理条例の一部を改正する条例（条例第64号）

- 1 空港施設の使用を制限すべき重量について、航空機の離陸重量又は着陸重量の換算単車輪荷重が33トンを超えるものから航空機等級番号が68を超えるものに改めることとした。（第4条関係）
- 2 旅客ターミナルビルを増築したことに伴い、当該施設について占用料を徴収することとした。（別表第2関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成23年7月28日から施行することとした。（附則関係）